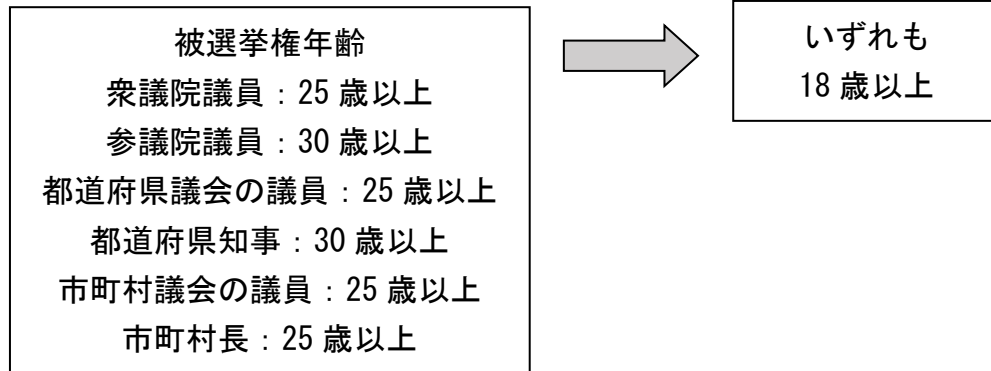


被選挙権年齢の18歳への引下げについて

衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の被選挙権年齢を18歳以上に引き下げるものとする。



＜被選挙権年齢の引下げ自体に関する論点＞

- ① 被選挙権年齢と選挙権年齢の差をなくすことは適切かとの指摘があり得るが、これにどう答えるか。

※ 「一定の公職につくということであれば、やはりある程度の経験を積んで、相当の知識や豊富な経験を必要とするのではないかということで、現在の被選挙権年齢が定められている」旨の政府答弁がある。

- ② これまで、参議院議員及び都道府県知事に係る被選挙権年齢は他の公職に係る被選挙権年齢より高くなっており、その差をなくすことは適切か、との指摘があり得るが、これにどう答えるか。

※ 「衆議院議員などの選挙権に比べ五歳高くなっている理由、趣旨でございますが、参議院議員の被選挙権については、二院制における参議院の役割を踏まえ、社会的経験から出てくる思慮分別に着目し、年齢が高く設定されたこと、都道府県知事の被選挙権年齢につきましては、行政の執行に当たる独任制の機関であって相当の経験を必要とすることや、都道府県の規模や事務の性質、管轄区域の広さなどの点を踏まえたものといった説明がなされてきた」旨の政府答弁がある。

※ 国会図書館の調査によると、海外の例では、二院制を採用している国の中で両院の被選挙権年齢に差がない国の割合は36.5%。

<被選挙権年齢の引下げに伴い政策的検討が必要な点>

- ③ 公職選挙法上の被選挙権を有する者であることを要件とする職についてはどうするか。18歳以上に当然に引き下げることによいか。

※ 例えば、都道府県公安委員会の委員には当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者であることが、教育委員会の教育長及び委員には当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者であることが、それぞれ必要とされている。

- ④ 少年法の適用対象の年齢の上限（20歳未満）は、どうするか。

※ 18・19歳の者が公職に就き、収賄罪を犯した場合等について、少年法を適用し、推知報道の禁止等の特別の措置を講ずることは適切か、という指摘があり得るのではないか。

※ なお、現在、法務省及び与党が少年法の改正について検討中であり、報道では少年法の適用対象の年齢の上限は引き下げない方針と報じられているが、この議論は被選挙権年齢が現状と変わらないことを前提としている。

- ⑤ 他の法令で20歳以上等の年齢要件が置かれているものについてどうするか。

※ ①の被選挙権年齢を引き下げる理由の説明の仕方によっては、他の法令で定める年齢要件についても引き下げるべきという結論になることも考えられる。

※ 例えば、銃刀法の猟銃の所持許可の年齢要件は20歳以上、民法の特別養子縁組の養親の年齢要件は25歳以上とされている。